

第 二 次

登米市総合計画

第2編

基本構想

| | |
|-----------|----|
| 第1章 基本理念 | 13 |
| 第2章 将来像 | 14 |
| 第3章 将来人口 | 15 |
| 第4章 土地利用 | 16 |
| 第5章 政策の大綱 | 20 |
| 第6章 計画の体系 | 23 |

G
R
O
U
N
D
V
I
S
I
O
N



第1章

基本理念

本市のまちづくりは、「市民との協働による登米市の持続的な発展」を目指すことを基本理念として進めてまいりました。

基本理念とは、長期的な観点から本市の目指す根本的な考え方で、その精神を簡潔に表現するものであり、新市の誕生によって旧9町の住民が一体となって、共に進んでいく将来のまちづくりの展望を定めた基本理念の精神は、今後も変わりません。

人口の減少、少子高齢化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、これらの変化と課題に対応し、登米市を住み良い地域として次の世代に引き継ぐため、平成24年3月には、本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めた「登米市まちづくり基本条例」を制定しました。

条例に掲げるまちづくりの主体は市民であるという考えの下、「協働による登米市の持続的な発展」をまちづくりの基本理念とします。

【まちづくりの基本理念】

協働による登米市の持続的な発展

第2章

将来像

本市の将来像は、誰もが夢や希望で笑顔に包まれ、豊かな自然と調和のとれた生活環境の中で、登米市に住み続けたい、住みたいと思うまちを目指して、『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ』に定めます。

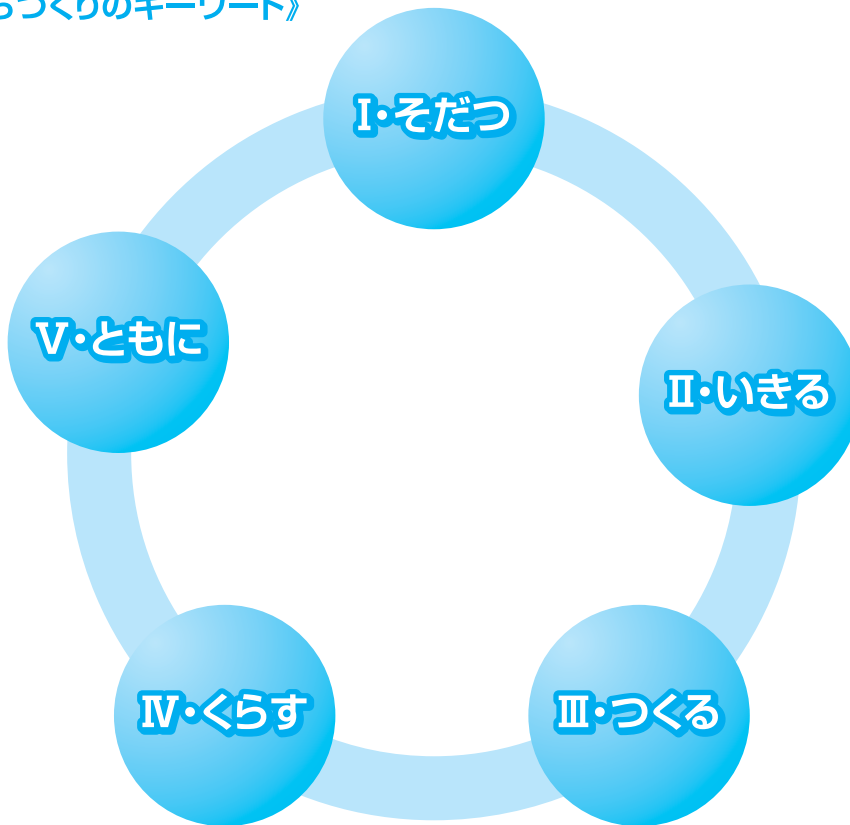
また、「夢・大地 みんなが愛する水の里」をキャッチフレーズとします。

【登米市の将来像】

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

[キャッチフレーズ] 夢・大地 みんなが愛する水の里

《まちづくりのキーワード》



本計画では、「I・そだつ」「II・いきる」「III・つくる」「IV・くらす」「V・ともに」をまちづくりのキーワードとして施策を実施し、将来像の実現を目指します。

第3章 将来人口

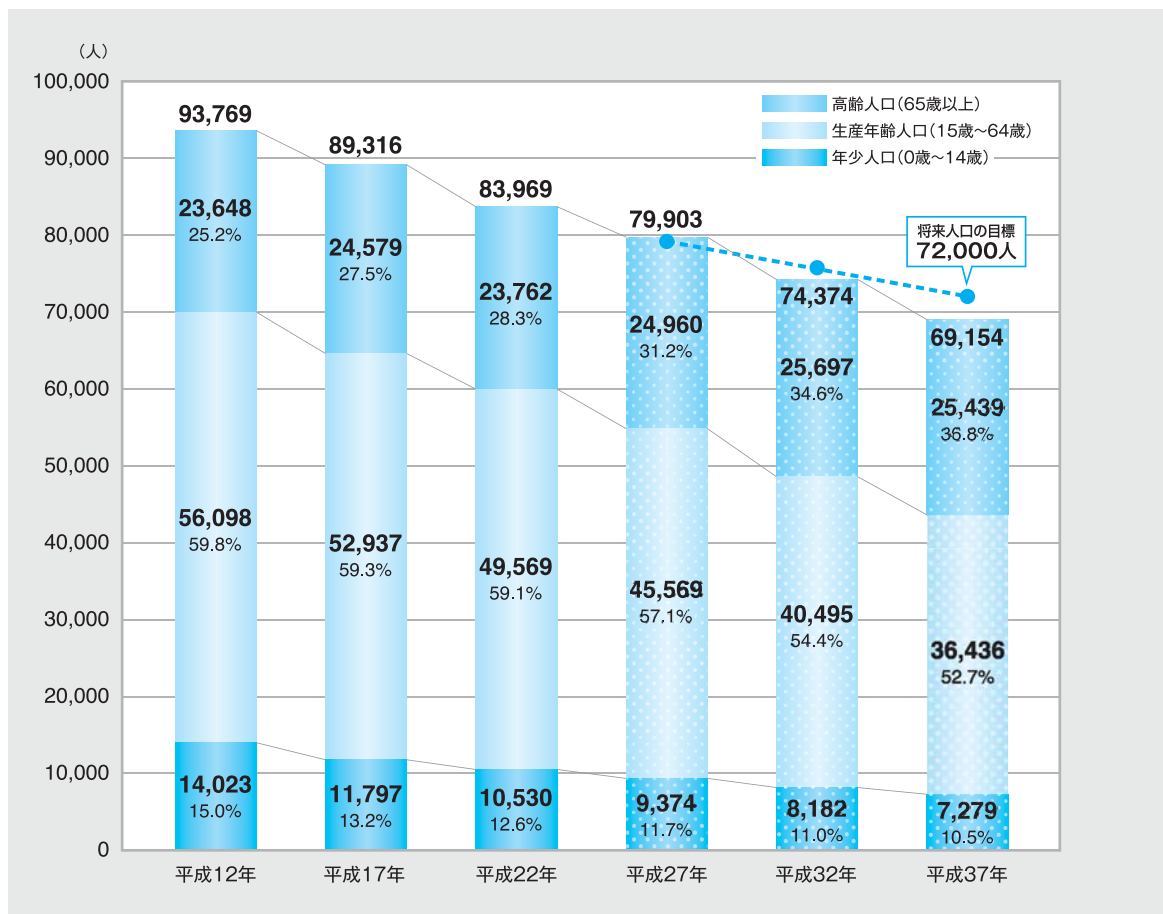
本市誕生後も人口の減少が続いており、今後もその傾向は続くものと想定されています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計人口では、本市の将来人口は、平成37年には7万人を下回る69,154人となっています。

本市が目標とする平成37年の人口は、コーホート要因法^{※1}による推計人口(約69,200人)にこれまでの本市の動向や長期的な見通しを踏まえ、各種施策の実施による政策的増加人口を見込んで次のとおりとします。

【将来人口の目標】
72,000人

【登米市の人口の推移と将来人口の推計】



※資料：平成22年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」
 注1)：平成12～22年は国勢調査による数値で、平成27～37年は推計値を記載しています。
 注2)：人口において、平成17年には3人、平成22年には108人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

※1【コーホート要因法】：人口の変動要因(生存率、移動率等)を加味した男女・年齢階層別の人口を積み上げて計算する方法。

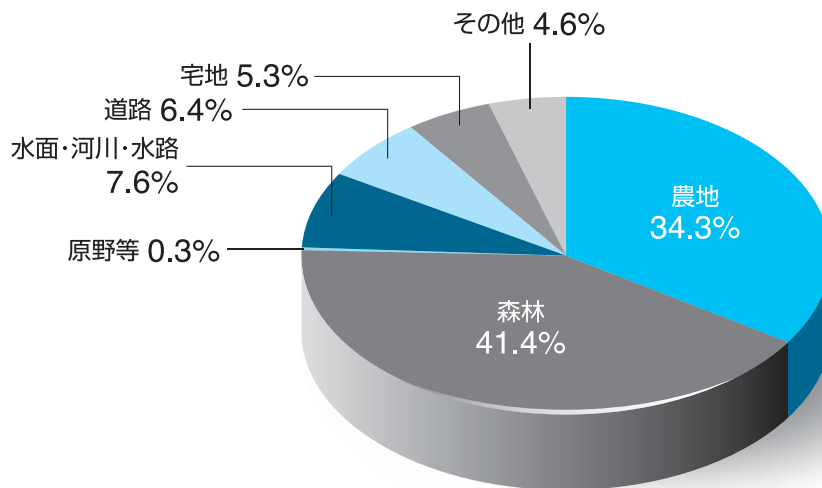
第4章

土地利用

1 土地利用の基本的な考え方

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源です。市民の日常生活や生産を通じた諸活動の基盤であることを認識し、公共の福祉を優先させ、自然と産業が調和した環境の保全を図ります。地域の自然的・社会的及び文化的条件を配慮して健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本として、本市の持つ地域特性を活かして、総合的かつ計画的に土地利用を行う必要があります。

【土地利用状況】



| | 合計 | 農地 | 森林 | 原野等 | 水面・河川・水路 | 道路 | 宅地 | その他 |
|---------|--------|--------|--------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 面積 (ha) | 53,638 | 18,410 | 22,201 | 175 | 4,086 | 3,426 | 2,848 | 2,492 |

資料：宮城県国土利用計画管理運営資料(平成25年4月1日現在)

2 土地利用の方向性

本市が目指す将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現に向けた適正かつ計画的な土地利用を推進するため、都市的エリア、田園・集落エリア、中山間・集落エリア、河川・湖沼エリアの4エリアに分けて、エリアごとの土地利用の方向性を次のとおりとします。

(1)都市的エリア

迫地域佐沼地区、中田地域加賀野地区、南方地域北東部の商業が集積している地域を本市の中心市街地と位置付け、住宅地、商業地、工業地等の都市的な土地利用を適切に誘導し、都市活動や市民生活の中心となるよう効率的な機能配置による利便性の高い市街地を形成します。

(2)田園・集落エリア

北上川を境にして西部のエリアは、迫川の流域を中心に広がる田園を主体とする土地の利用がなされています。広大な優良農地の保全を図り、本市の基幹産業の1つとして付加価値の高い農業の確立やアグリビジネス^{※1}の展開を目指すなど農業の振興を図ります。

また、本市を象徴する田園地帯の景観を維持します。

さらに、広大な優良農地と共存する田園集落は、集落の居住環境を維持します。



※1【アグリビジネス】：農業関連産業。直接の生産分野だけでなく、農産物の加工・貯蔵・流通などの分野までを含めた経済活動やその企業のこと。

(3) 中山間・集落エリア

北上川を境にして東部のエリアは、起伏に富んだ山林を主体とする土地の利用がなされています。本市を印象づける森林の空間は、豊かな自然環境や歴史遺産を後世に継承していくとともに、林業による木材の生産地としての森林の維持と整備、水源のかん養などの機能を確保するよう保全を図ります。また、水や緑に親しむ観光、レクリエーション、健康増進の空間として、活用を図ります。さらに、豊かな森林などの自然環境と共存する山村集落は、集落の居住環境を維持します。

(4) 河川・湖沼エリア

貴重な水源としての役割を果たす北上川をはじめ、支流等の河川については、水質の保全と従来からの治水機能の整備を図るとともに、河川敷を利用した親水・交流空間としての活用を図ります。

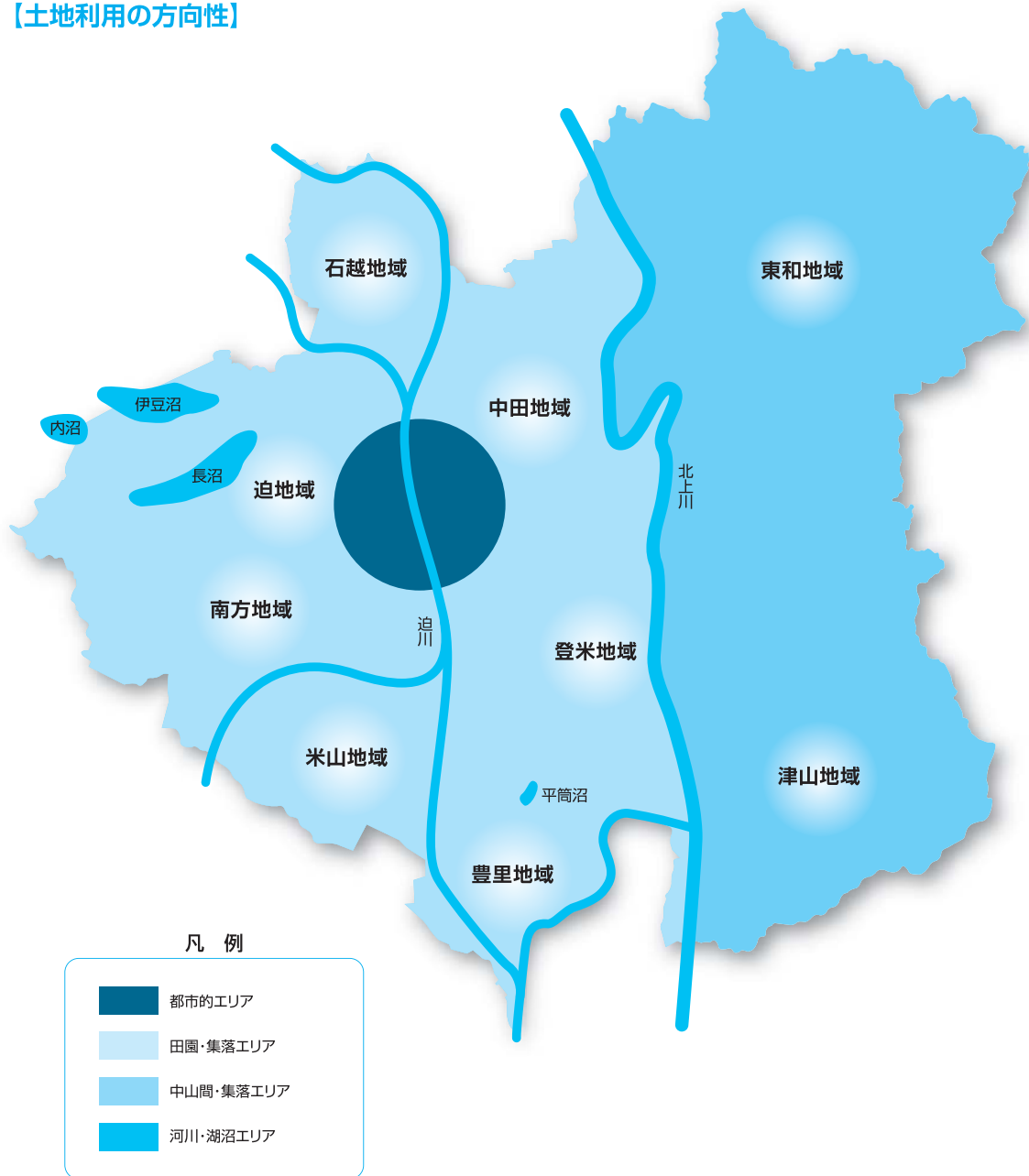
また、湖沼については、北西部にはラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼をはじめ、長沼、南部には平筒沼などがあり、数多く点在するため池とともに貴重な自然環境を有しています。

水辺空間を恵まれた自然のシンボルとして位置付け、野性生物の生息・生育地として維持し、適正な保全を図るとともに、自然特性を考慮しながら市民の生活に潤いを与える場としての活用や、体験学習などの自然とのふれあいの場としての環境や景観を形成します。

さらに、これらの水辺の環境を活かした観光、レクリエーション、健康増進の水辺空間としての利用を図ります。



【土地利用の方向性】



第1編

序論

第2編

基本構想

第3編

基本計画

第4編

重点戦略

資料編

第5章

政策の大綱

将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現を目指して、「Ⅰ・そだつ」「Ⅱ・いきる」「Ⅲ・つくる」「Ⅳ・くらす」「Ⅴ・ともに」をまちづくりのキーワードとして、5つのまちづくりの基本政策により、各分野における施策を展開します。

また、その進捗状況を市民に分かりやすい形で提示するため、基本計画において主な施策の指標を設定します。

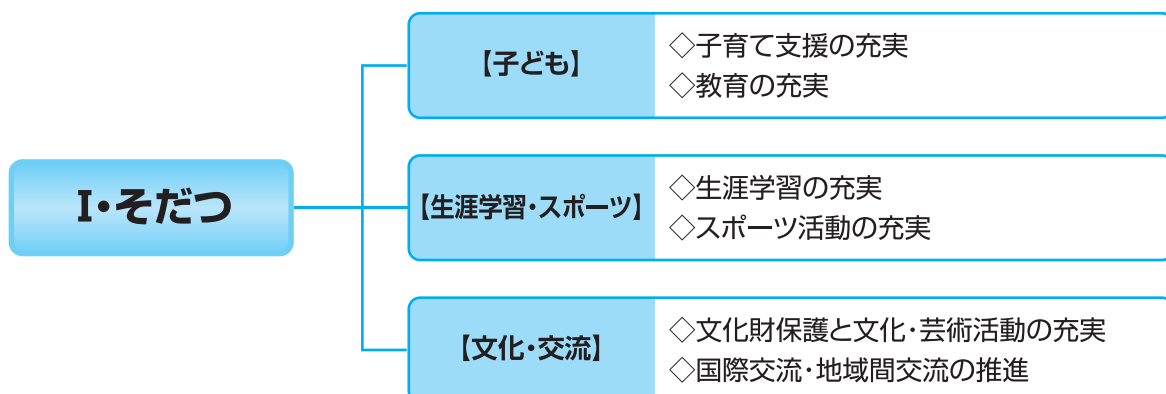
| キーワード | まちづくりの基本政策 |
|-------|------------------------------|
| Ⅰ・そだつ | 生きる力と創造力を養い自ら学び人が「そだつ」まちづくり |
| Ⅱ・いきる | 安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり |
| Ⅲ・つくる | 地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくり |
| Ⅳ・くらす | 自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり |
| Ⅴ・ともに | 市民と行政が「ともに」創る協働によるまちづくり |

1 生きる力と創造力を養い自ら学び人が「そだつ」まちづくり

未来を担う子どもたちが、豊かな感性や創造力を養い、生きる力を育み、心と体が健やかに成長できる子育てと学びの環境づくりを目指します。

すべての市民が、生涯を通じて自ら学び続けられるように、子どもの教育環境の充実に努めるとともに、生涯学習活動やスポーツ活動への支援の充実に努めます。

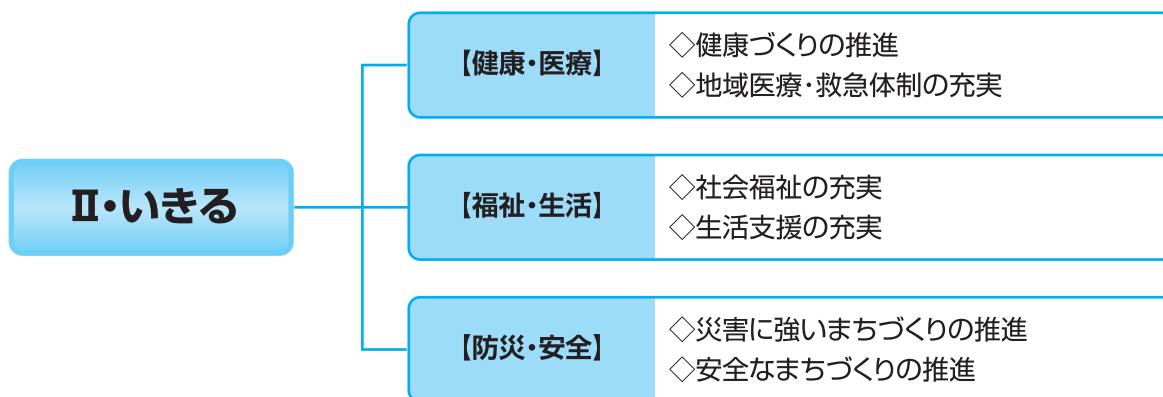
また、文化財の保護や文化・芸術活動の充実、国際交流や地域間交流の推進などにより、地域を担う人材を育てるとともに、次世代を担う人材が育つ環境づくりを目指します。



2 安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり

子どもを安心して産み育て、すべてのライフステージを笑顔で健康に生活するために、保健・医療・福祉の連携を進めるとともに、個人や地域の健康づくり、地域医療と福祉の充実などにより、安心を実感できる環境づくりを目指します。

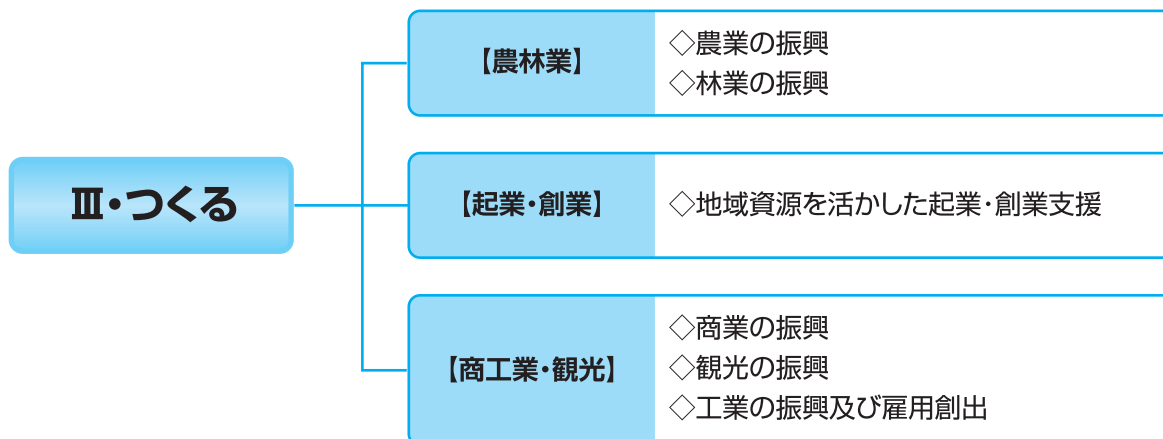
また、東日本大震災の経験を踏まえ、自助・互助・共助・公助による災害対策の構築を図るとともに、防犯や交通安全などで地域ぐるみの活動を推進することにより、安全を実感できる環境づくりを目指します。



3 地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくり

自然の循環機能を活用した環境にやさしい農林産物の生産と担い手育成の両面で、持続可能な農林業を確立するとともに、豊かな地域資源を活かした新しいビジネスへの支援などにより、農林業の成長を目指します。

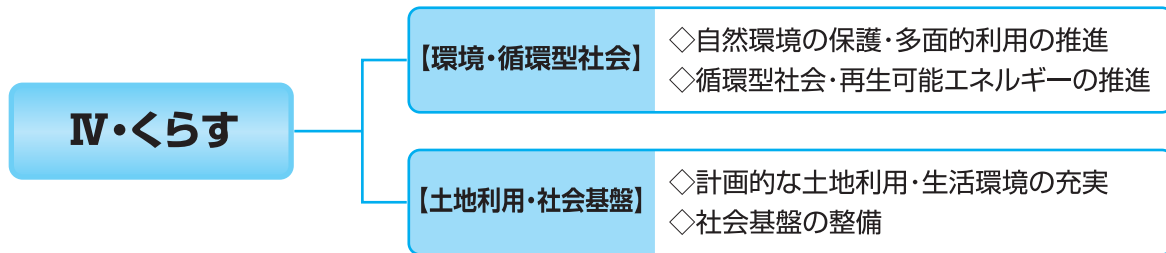
また、商業振興や観光振興によるまちのにぎわいの創出、企業誘致の推進、地元企業への支援によるものづくり、雇用をつくる取組を進めることにより、魅力ある元気な産業の育成を目指します。



4 自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり

多様性に富んだ豊かな自然環境を守り育てるとともに、循環型社会^{※1}を推進し、環境と共生するための知識と経験を次世代へ伝えることにより、生活に潤いとやすらぎを創造する暮らしを目指します。

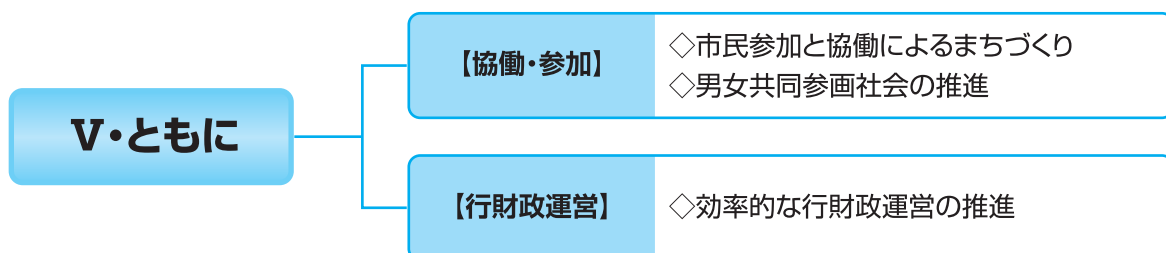
また、計画的な土地利用と生活環境の向上とともに、利便性の高い社会基盤を整備し、豊かで快適な暮らしを目指します。



5 市民と行政が「ともに」創る協働によるまちづくり

市民と行政がまちづくりに関する情報を共有して、計画立案段階での市民の参画、行政と市民が一体となった取組など、市民参加の協働によるまちづくりを推進し、市民主体の活動を支援するとともに、男女が互いに特性を認め、個人として尊重し合える男女共同参画社会を推進して、個々の力を地域の総合力に変える地域力の向上を目指します。

また、市民サービスの向上を図るとともに、市民の視点に立って効果的かつ効率的な行財政運営を推進することで、市民と行政がともに創るまちづくりを目指します。



※1【循環型社会】：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

第6章

計画の体系

基本理念

将来像

まちづくりの基本政策

協働による登米市の持続的な発展

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまちとめ

生きる力と創造力を養い
自ら学び人が「そだつ」
まちづくり

安全安心な暮らしが支える
笑顔で健康に「いきる」
まちづくり

地域資源を活かし魅力ある
元気な産業を「つくる」
まちづくり

自然と生活環境が調和し
人が快適に「くらす」
まちづくり

市民と行政が
「ともに」創る協働による
まちづくり

政策の分野

個別政策

| | |
|-------------|--|
| 【子ども】 | ◇子育て支援の充実 ◇教育の充実 |
| 【生涯学習・スポーツ】 | ◇生涯学習の充実 ◇スポーツ活動の充実 |
| 【文化・交流】 | ◇文化財保護と文化・芸術活動の充実 ◇国際交流・地域間交流の推進 |
| 【健康・医療】 | ◇健康づくりの推進 ◇地域医療・救急体制の充実 |
| 【福祉・生活】 | ◇社会福祉の充実 ◇生活支援の充実 |
| 【防災・安全】 | ◇災害に強いまちづくりの推進 ◇安全なまちづくりの推進 |
| 【農林業】 | ◇農業の振興 ◇林業の振興 |
| 【起業・創業】 | ◇地域資源を活かした起業・創業支援 |
| 【商工業・観光】 | ◇商業の振興 ◇観光の振興 ◇工業の振興及び雇用創出 |
| 【環境・循環型社会】 | ◇自然環境の保護・多面的利用の推進 ◇循環型社会・再生可能エネルギーの推進 |
| 【土地利用・社会基盤】 | ◇計画的な土地利用・生活環境の充実 ◇社会基盤の整備 |
| 【協働・参加】 | ◇市民参加と協働によるまちづくり ◇男女共同参画社会の推進 |
| 【行財政運営】 | ◇効率的な行財政運営の推進 |